

回覧※重要なお知らせです。医師国保加入者（従業員含む）皆様に回覧願います。

栃木県医師国保組合加入の皆様へ

令和6年4月

令和6年度保険料改定はありません

～ 令和5年度保険料と同額です ～

令和6年度保険料（令和6年5月から令和7年4月までの口座引去り分）は、令和5年度と同額です。引き続き当組合の事業運営にご協力賜りますようお願い申し上げます。

【一人あたり月額：円】

区分	①医療給付費分保険料	②後期高齢者支援金分保険料	③介護納付金分保険料（40～64歳）	④後期高齢者組合員分保険料（75歳以上の医師）	合計月額		
					40歳未満及び65～74歳（①+②）	40～64歳（①+②+③）	75歳以上（④）
第1種組合員（医師）	40,000	7,000	4,800	—	47,000	51,800	—
第2種組合員（従業員）	12,000	3,500		—	15,500	20,300	—
第1・2種組合員の家族	5,500	2,400		—	7,900	12,700	—
後期高齢者組合員（医師）※75歳以上の方	—	—	—	3,000	—	—	3,000

※世帯ごとの月額上限額 77,000円

《 保険料のご案内とお知らせ 》

- ① 保険料は毎月末日の人数（区分月額）で決定します。
- ② 当月分の保険料は第1種組合員（医師）の指定口座より、翌月の23日頃に引去ります。
また、第2種組合員（従業員）の保険料もご家族分を含め第1種組合員の指定口座から引去ります。
- ③ 年度当初の「保険料決定通知書」は、毎年5月中旬、当該事業所に所属する各組合員の世帯ごとの明細を明記のうえ、第1種組合員（医師）様宛てお送りします。
- ④ 11月30日に未就学児がいる世帯からは、未就学児1名につき年額12,000円を一括減額します。
（減額時期は翌年2月頃で申請は不要）
- ⑤ 産前・産後期間相当分の保険料は届出により免除されますので、当組合ホームページを確認のうえ届出書をご提出ください。（令和6年1月1日施行）
- ⑥ 育児・傷病休暇期間や賞与月などで収入に増減があっても月額保険料に変更はありません。

《 その他 》

「自家診療レセプト請求の自粛」を引き続きお願いします。これは、医師国保組合加入者が所属する事業所で診療（院内・院外処方薬剤含む）した医師国保組合加入者のレセプト請求を自粛していただくものです。

【お問い合わせ先】 栃木県医師国民健康保険組合
〒320-8503 宇都宮市駒生町3337-1 とちぎ健康の森4階
TEL：028-622-4378 FAX：028-625-9703
<https://www.tochigi-ishikokuho.or.jp/>